

「安定所に指示された求職活動を行う」ことにより
訓練実施日から除外の対象となる場合の留意事項

●安定所に指示された求職活動とは何ですか？

原則として就職面接または就職面接会・企業説明会への参加に限るものとします。

特定求職者に対する訓練受講の指示や職業指導・職業紹介についてはいずれも安定所が指示を行います。このため、除外の対象となる特定求職者が行う求職活動については、訓練の受講よりも優先すべきかどうかについて、あくまで安定所が指示したものであるか否かによつての判断とします。

※（応募に係る職業相談や職業紹介は含みません。

また、就職のためではない訓練期間中の一時的なアルバイト等のための面接は含みません）

訓練の修了要件である「訓練実施日数に占める訓練受講日数が8割以上」の算定においては訓練実施日から除外する取り扱いは適用されない点に留意すること。

●どんな証明書類が必要ですか？

『就職支援計画書の写し』と『面接証明書』が証明書類として必要です。

就職支援計画書の中で

- 1) 「④求人への応募」、または「⑤就職面接会への参加」の欄に○印が入っている
- 2) 「⑦その他」欄への具体的記載により確認ができる
- 3) 「公共職業安定所又は地方運輸局追記欄」への記載により確認できる

上記1)～3)のいずれかの確認ができるもの（「支援計画書の写し」と、「面接証明書」を証明書類として添付してください。

※上記1)～3)により事前に指示を受けていない状況であっても、安定所で紹介状の交付を受け事業所に面接に行った場合には、「安定所に指示された就職活動を行った」として取り扱うこととします。ただし、その場合には「紹介状の写し」が証明書類として必要となります。

※ 面接証明書（参考様式）は兵庫労働局のホームページよりダウンロードできます。